

第1章

計画策定の趣旨

- 1 計画の目的
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画が対象とする「こども」「若者」
- 5 「こども」の表記について
- 6 社会的養育推進計画について

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の目的

本県の令和5年の出生数は、6,950人と過去最少を更新し、全国と同様に依然として少子化の流れに歯止めがかからない状況にあります。

結婚や妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものです。こどもを持つことや家族の在り方が多様化する中、経済的な不安定さ、出会いの減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさなど結婚や出産、子育ての希望を阻む要因について、既婚者や子育て当事者のみの問題として捉えるのではなく、社会全体で認識する必要があります。

また、児童虐待の相談対応件数や不登校の児童生徒数は増加傾向にあるとともに、いじめやこどもの貧困、ヤングケアラーなど困難な状況にあるこどもを取り巻く状況は深刻化しています。

これまで、本県では、子育て支援やこどもの貧困対策、少子化対策等をまとめた「第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」に基づき、児童虐待や貧困など困難な状況にあるこどもやその家族への支援をはじめ、出会い・結婚から、出産・子育てに至るまでの切れ目ない支援、男女ともに子育てしやすい職場づくりの推進など、こども・若者、子育て当事者等への支援を強化してきました。

国においては、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。

また、こども施策を総合的に推進するため、少子化対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」が同年12月に策定されました。

このような中、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、本県すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができ、個人として尊重され、養育され、生活を保障され、権利を有する存在として誰一人取り残されず、健やかな成長を社会全体で後押しする「こどもまんなか社会」の実現を目指し、幅広いこども施策を束ねた5か年の総合的な計画として『愛媛県こども計画』を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) 本計画は、本県のこどもに関わる総合的な計画として、次の性格を併せ持つものです。
- ① こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づく「都道府県こども計画」
 - ② 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条に基づく本県が策定する次世代育成支援対策の実施に関する総合的な計画
 - ③ 愛媛県少子化対策推進条例（平成26年愛媛県条例第47号）第8条に基づく本県の少子化対策の推進に関する基本的な計画
 - ④ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条に基づく愛媛県子ども・子育て支援事業支援計画
 - ⑤ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条に基づく愛媛県自立促進計画
 - ⑥ 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条に基づく愛媛県子どもの貧困対策計画
 - ⑦ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）第17条に基づく愛媛県母子保健計画
 - ⑧ 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第9条に基づく本県の子ども・若者育成支援についての計画
- (2) 本計画は、目的達成のための集中的・計画的な取組みを促進するために策定する行動計画として、具体的な施策と目標数値を明らかにしており、実施計画としての側面を強く表した計画です。
- (3) 本計画は、本県における社会的養護の基本的な考え方や体制整備等を包含した計画ですが、本計画の一部を構成する個別計画として「愛媛県社会的養育推進計画」を策定しています。（別冊）
- (4) 本計画は、第6次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」や「愛媛県教育基本方針」をはじめ、他の県計画と整合を持たせた計画です。
- (5) 本計画は、「児童の権利に関する条約（平成6年4月22日批准）」締約国の自治体として、また、「児童憲章（昭和26年5月5日制定）」を尊ぶ自治体として、これらを念頭に置いて作成した計画です。

3 計画の期間

- 本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画です。
- 計画期間内であっても、今後の社会情勢等の変化に伴い、適切な計画の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画が対象とする「こども」「若者」

- 本計画が対象とする「こども」「若者」の範囲は、こども基本法及び国のこども大綱の趣旨にのっとり、

【こども】・・・心身の発達の過程にある者（こども基本法第2条）とし、必要なサポートが途切れないように特定の年齢で区分しませんが、国のこども大綱ではおおむね30歳未満としています。

【若者】・・・「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）及び「青年期」（おおむね18歳からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）の者とします。（国のこども大綱）

とします。

なお、「こども」と「若者」は重なり合うあう部分がありますが、対象が、ポスト青年期も含む幅広いライフステージを通した施策において、特に、「こども・若者」の用語を用いています。

また、法令等にならない、「児童生徒」、「少年」、「青少年」等の用語も使用しています。

5 「こども」の表記について

- 本計画では、「こども基本法」及び国の「こども大綱」にならない、「こども」表記を用いています。

（参考）

内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和4年9月15日付け事務連絡で、「こども」表記の推奨について（依頼）と題して各府省庁に通知し、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとされています。

6 社会的養育推進計画について

- 本県では、平成29年8月に国が「新しい社会的養育ビジョン」を取りまとめたことを受け、令和2年3月に「愛媛県社会的養育推進計画」を策定し、家庭養育優先原則を踏まえ、こどもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援に努める一方、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、家庭と同様の養育環境である里親等への委託を推進してきたところです。
- 令和4年児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「令和4年改正児童福祉法」という。）において、こども等に対する家庭や養育環境の支援を強化し、こどもの権利擁護が図られたこども福祉施策を推進するとされたこと等から、都道府県等においては、国から新たに示された都道府県社会的養育推進計画策定要領を基に、これまでの計画を全面的に見直すこととされました。
- とりわけ、里親等委託率については、全国的に国が掲げる目標値に比べて低調に移る中、全ての都道府県等において、令和11年度までに、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率を達成するよう、数値目標と達成期限を新たに設定することとされました。
- このようなことから、本県における里親等委託の更なる推進を図るため、具体的な取組方針等を明らかにするとともに、改めて地域の実情に応じた取組みの見直しを行い、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする新たな社会的養育推進計画を令和7年3月に策定したところです。詳細は別冊の「愛媛県社会的養育推進計画」を御覧ください。

愛媛県社会的養育推進計画 概要版 (案) 令和7年 月

基本方針



社会的養育において優先的に考慮すべきは、**こどもの最善の利益**であることを共通認識とし、こどもの安全確保を最優先とした上で、家庭支援を図るとともに、代替養育が必要な場合には、里親やファミリーホーム、施設、市町等の関係機関の協力の下、**家庭養育優先原則**を念頭に、**こども一人ひとりの意向を踏まえた方針決定**ができる体制を整備する。

4・12新規項目

策定項目

- ① 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- ② 当事者であるこどもの権利擁護の取組
(意見聴取・意見表明等支援等)
- ③ 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- ④ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- ⑤ 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- ⑥ 一時保護改革に向けた取組
- ⑦ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- ⑧ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- ⑨ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑩ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑪ 児童相談所の強化等に向けた取組
- ⑫ 障害児入所施設における支援

計画期間

▶ 令和7(2025)～令和11(2029)年度

主な目標値

目標値を引き上げ

▶ **里親等委託率**
〔代替養育を必要とするこどものうち、里親・ファミリーホームに委託されたこどもの割合〕

国目標値：乳幼児75%以上、学童期以降50%以上 (単位：%)

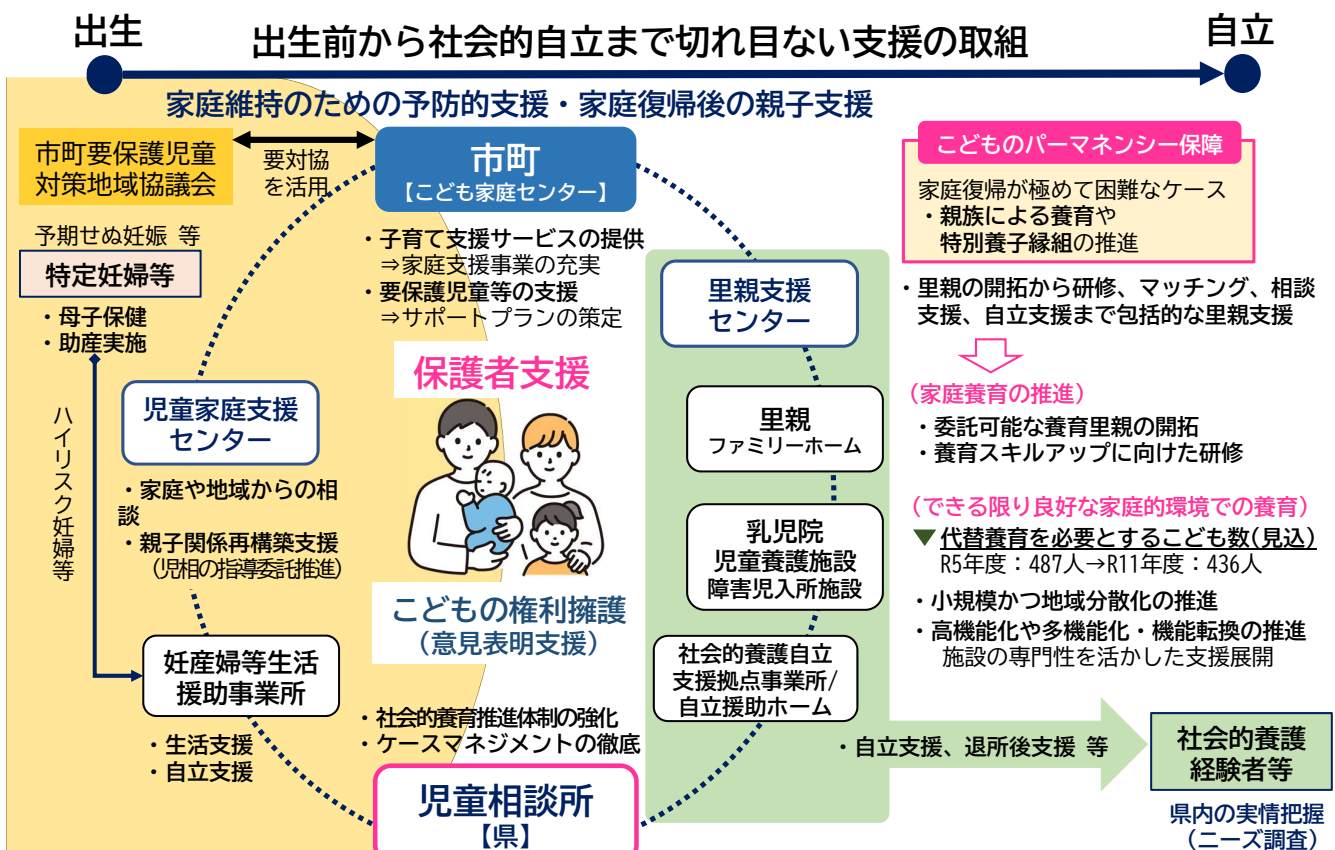
年齢区分	現況値※	R7	R9	R11
3歳未満	29.6	46.2	64.0	83.3
3歳～就学前	38.8	46.5	58.5	76.9
学童期以降	29.4	29.9	39.2	51.7
全体	30.5	32.2	42.3	55.7

※現況値は令和5年度末時点

こどもの最善の利益の実現を最優先に考慮する。
数値目標達成のために機械的に代替養育の環境を決定するものではありません。

1

愛媛県社会的養育推進計画の全体像



2

計画の内容

1 基本的考え方

基本方針をベースに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを一層徹底していくため、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、児童相談所や市町、里親・ファミリーホーム、施設等の体制整備を計画的に推進。

*パーマネンシー保障

こどもの最善の利益を図るための「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場」を保障すること。

2 推進項目（柱）

- I 虐待の未然防止と親子関係再構築支援
- II 代替養育を必要とするこどものニーズに応じた適切な支援
- III 当事者であるこどもの権利擁護



3

計画の内容

《代替養育を必要とするこども数の見込み》

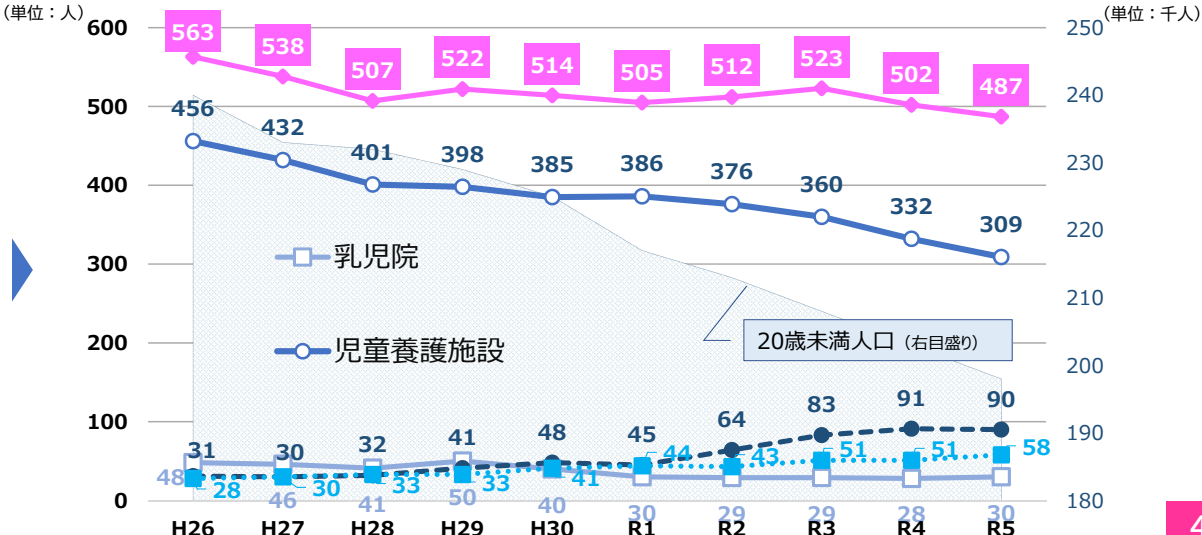
(単位：人)

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
20歳未満人口推計 ※1	193,345	188,517	184,138	179,759	175,381	171,002	
代替養育を必要とするこども数 ※2	494	481	470	459	448	436	
(内訳)	3歳未満	27	26	26	25	25	24
	3歳～就学前	44	43	42	41	40	39
	学童期以降	423	412	402	393	383	373

※1) 国立社会保障・人口問題研究所（令和5年推計）を基に作成

※2) 20歳未満人口に占める代替養育を受けているこども数の割合（過去5年平均：0.244%）を基に、潜在的需要を加味して算定
(単位：人)

代替養育を受けているこども数の推移



4

計画の内容

推進項目Ⅰ 虐待の未然防止と親子関係再構築支援



- 策定項目③ 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組
 策定項目④ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
 策定項目⑦ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
 (うち親子関係再構築支援の取組)

項目	主な内容	地域資源の整備方針
③	<ul style="list-style-type: none"> 市町のこども家庭センター設置を促進するとともに、人材育成や家庭支援事業の充実を支援します。 民間の児童家庭支援センター設置を促進し、児童相談所の在宅指導委託を推進します。 	≪こども家庭センター設置市町数≫ 8市町(R6) → 20市町(R8) ≪児童家庭支援センターの設置数≫ 1施設(R6) → 4施設(R11) <small>☞ 松山、今治・上島、八幡浜・大洲圏域に新設</small>
④	<ul style="list-style-type: none"> 予期せぬ妊娠等で困難を抱える妊産婦等に対し、市町等の関係機関と連携し、妊産婦等生活援助事業等を活用しながら切れ目のない支援に取り組めます。 	≪妊産婦等生活援助事業所数≫ 1施設(R6) → 1施設(R11) *現状維持 ≪特定妊婦等の支援関係職員への研修≫ 未実施(R6) → R7~R11:各年度1回 (受講者数60名)
⑦	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所と市町が連携し、研修等により親子支援の専門性向上を図りながら、在宅支援や家庭復帰前後における親子関係再構築支援の充実・強化を図ります。 	≪親への相談支援等に関する児相職員への研修≫ 未実施(R6) → R7~R9:各年度1回 [導入研修・専門研修(受講者数延べ30名)] <small>☞ 保護者支援プログラム資格取得者数 各年度10名</small>

5

計画の内容

推進項目Ⅱ 代替養育を必要とするこどものニーズに応じた適切な支援

- 策定項目⑦ 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
 (うち特別養子縁組等の推進)
 策定項目⑧ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
 策定項目⑨ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
 策定項目⑩ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

項目	主な内容	地域資源の整備方針
⑦	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所のケースマネジメントを徹底し、特別養子縁組を一層推進するとともに、関係機関の相談支援体制を強化します。 	≪児童相談所関与の特別養子縁組の成立件数≫ 8件(R5) → 6件(各年度) *過去5年平均
⑧	<ul style="list-style-type: none"> 県下全域での里親支援センターによる包括的な里親養育支援体制を構築し、里親等への委託を推進します。 	≪里親世帯数≫ 322世帯(R5) → 526世帯(R11) *34世帯/年の増 ≪里親等委託率≫ 30.5%(R5) → 55.7%(R11) *国目標を達成
⑨	<ul style="list-style-type: none"> 各施設の実情を踏まえ小規模化・地域分散化を推進するとともに、養育の専門性を活かして高機能化及び多機能化、機能転換を推進します。 	≪里親支援センターの設置数≫ 2施設(R6) → 3施設(R7) ≪児童家庭支援センターの設置数≫【再掲】 注:上記いずれも運営主体は社会福祉法人に限定しない
⑩	<ul style="list-style-type: none"> 社会的養護経験者等の実情を把握し、対象者の意思を最大限に尊重しながら、ニーズに合った支援が受けられるよう、関係機関が連携した切れ目のない自立支援に取り組めます。 	≪社会的養護自立支援拠点設置数≫ 5か所(R6) → 5か所(R11) *現状維持 ≪児童自立生活援助事業実施か所数≫ 16か所(R6) → 19か所(R11)

6

計画の内容

《代替養育を必要とするこども数の年齢・措置先別の見込み》

- 代替養育を必要とするこども数の見込みを基に、各児童相談所において個々のこどもの状況（R6年6月現在）を踏まえ、里親等委託が望ましいと評価したこどもの割合【3歳未満：83.3%、3歳～就学前：76.9%】の達成を目指す。（単位：人）

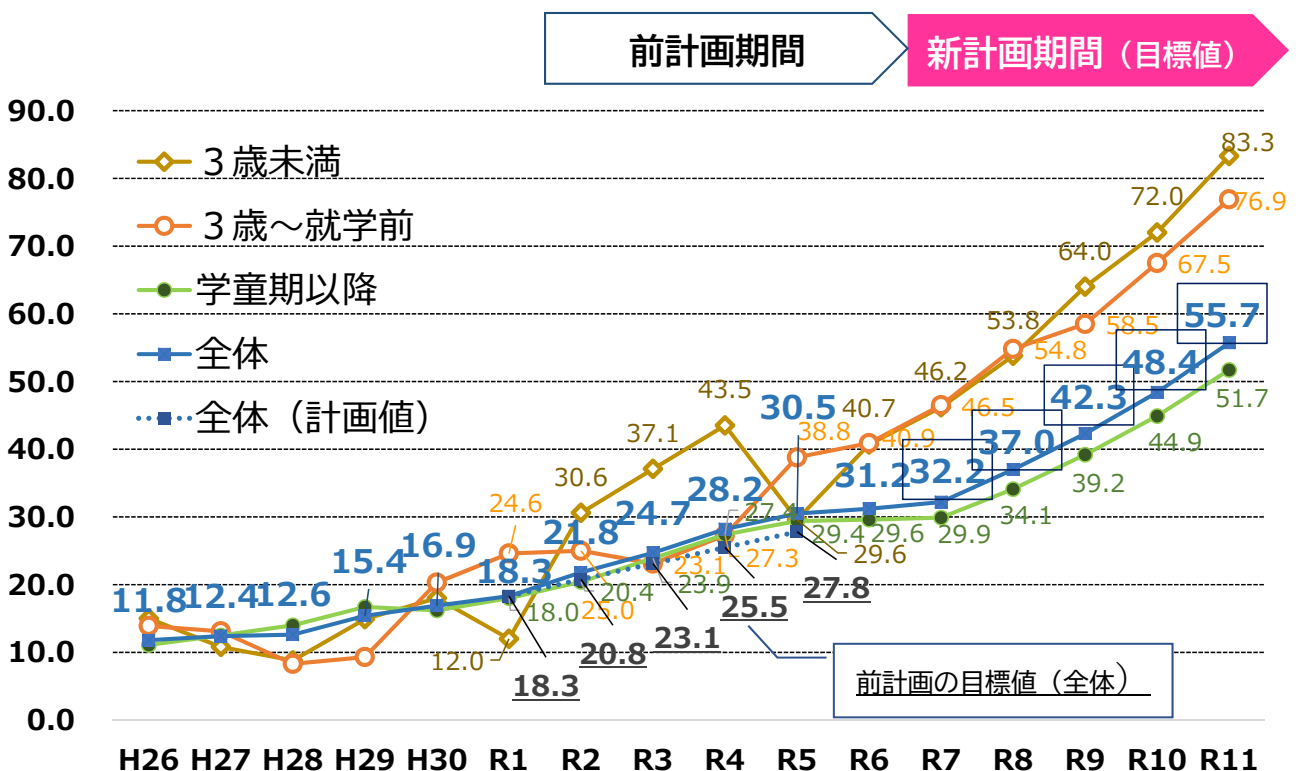
年度		R6	R7	R8	R9	R10	R11
乳児院	3歳未満	16	14	12	9	7	4
	3歳～就学前	10	9	7	7	6	5
	学童期以降	0	0	0	0	0	0
	計	26	23	19	16	13	9
児童養護施設	3歳未満	0	0	0	0	0	0
	3歳～就学前	16	14	12	10	7	4
	学童期以降	298	289	265	239	211	180
	計	314	303	277	249	218	184
里親	3歳未満	11	12	14	16	18	20
	3歳～就学前	12	15	18	19	22	25
	学童期以降	75	74	89	107	126	148
	計	98	101	121	142	166	193
ファミリーホーム	3歳未満	0	0	0	0	0	0
	3歳～就学前	6	5	5	5	5	5
	学童期以降	50	49	48	47	46	45
	計	56	54	53	52	51	50
合計	3歳未満	27	26	26	25	25	24
	3歳～就学前	44	43	42	41	40	39
	学童期以降	423	412	402	393	383	373
	計	494	481	470	459	448	436

7

計画の内容

《里親等委託率の推移》

（単位：人）



*R6の数値は年度末の見込み

8

計画の内容

推進項目Ⅲ 当事者であるこどもの権利擁護

- 策定項目② 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
 策定項目⑥ 一時保護改革に向けた取組
 策定項目⑩ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組【再掲】



項目	主な内容	地域資源の整備方針
②	・施設入所等の決定や措置中の処遇に係るこどもの権利擁護を図るため、意見表明等支援事業の導入などこどもの意見を反映する仕組みを構築します。	≪意見表明等支援を利用可能な子ども数/割合≫ 未実施（R6）→ 436人/100%（R11） <small>※R7～児童養護施設等・ファミリーホームで先行実施</small> R8～順次、乳児院や里親家庭へ拡大
⑥	・家庭養育優先原則を踏まえ、里親家庭等をはじめ、できる限り良好な家庭的環境を備えた一時保護専用施設への委託一時保護を推進します。 ・一時保護所の質の向上を図るため、第三者評価の実施や職員の研修に取り組みます。	≪一時保護所委託先の確保数≫ 里親：79世帯（R6）→ 114世帯（R11） 専用：3施設（R6）→ 6施設（R11） ≪一時保護所の第三者評価の実施回数≫ 未実施（R6）→ 3年に1回実施

9

【参考】次期社会的養育推進計画策定要領について

＜現行策定要領＞

- 国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求めた。（平成30年7月）
 - 各都道府県が計画を策定するに当たって踏まえるべき基本的考え方や留意事項をまとめて策定要領として示したものの。
 - 各都道府県は、令和11年度を終期とし「令和2～6年度」「令和7～11年度」の各期に区分して計画を策定。
- 【見直しの背景】
- 令和4年改正児童福祉法において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。
 - また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和4年2月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと等が指摘されているところ。→これらを受けて既存の計画の見直しを行う必要がある。



＜主な見直しのポイント＞

計 画 期 間	●令和6年度に今期の期末を迎えるに当たり、次期計画は令和7～11年度の5年を1期として策定。
項 目	●令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の11項目を13項目とする。 ※「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設。 ●家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に。
計 画 記 載 事 項	●現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にPDCAサイクルを運用する観点から、各項目ごとに、「現行計画の達成見込み・要因分析の内容等」の記載を求める。 ●「資源の必要量等の見込み」「現在の整備・取組状況等」「整備すべき見込量等」の記載を求める。 ●さらに、「整備すべき見込量等」について、「整備・取組方針等」（指定するものについては定量的な整備目標も設定）として具体的に記載することを求める。
評 価 の た め の 指 標	●現行の策定要領においては、評価のための指標は例示となっているところ、次期計画では、各項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定する。 ●各都道府県に、計画の進捗について、毎年度、当該指標等により自己点検・評価を求める。 ●国は、各都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表。

出典：こども家庭庁

10